

ODA改革過去の検証を通じて未来へ

「環境事業」による環境破壊 タイ・サムットプラカン汚水処理事業

2010年6月16日
メコン・ウォッチ
木口 由香

1. サムットプラカン汚水処理事業

・実施機関

▶タイ科学技術環境省（現天然資源環境省）
公害管理局

・資金供与

▶1992年、旧海外経済協力基金（OEFC）が円借款
としてタイ環境基金を通じて70億円供与
→タイ環境基金に対するツーステップローン
▶アジア開発銀行が2億3000万ドルを融資

ツーステップ・ローン（開発金融借款）

- ・相手国の特定分野の支援を行う際、
まず相手国の政府系金融機関等に融
資を行い、当該金融機関等がさらに
中小事業者等に融資を行う方式

→政策的な目的のもとに、小規模な複数事業への
融資が可能となる。また、「相手国機関の能力
向上が期待される」とされている。

事業地所在地：

サムットプラカン県クロンダン地区



汚水処理事業の概要

1. クロندان区の汚水処理施設（家庭排水）
2. 200km以上に及ぶ汚水収集のためのパイプライン設置（工業廃水を収集・処理）
3. 1日の汚水処理能力525,000立方メートル、完成すれば東南アジア最大

入札の段階で、汚水処理場は予定されていた工業地帯で2か所建設する案から、漁村であるクロندان区の1か所に変更される

2. 事業の問題点

- ① 不適切な汚水処理技術
- ② 巨額な運転費用
- ③ 住民参加なし
- ④ 不透明な事業内容の変更

①不適切な汚水処理技術

- ・工場廃水を混合処理
- ・重金属を処理できない施設設計
- ・汽水域漁業への多大な影響

②巨額な運転費用

- ・工業地帯の汚水を第一次産業の盛んな事業地へ
→莫大な電力を使い送水・処理

③住民参加なし

- ・地元住民は、建設が始まっていた1998年後半に事業を知る

④不透明な事業内容の変更

- ・計画予定地が不透明な経緯で移転、事業地の土地権発行を巡る不正

住民の強い反対

- 2003年2月、契約の不備を理由に当時の天然資源環境大臣が工事中止を指示（事実上の事業中止）
- 不正を働いた議員は判決前に国外逃亡（2008年）
- 施設は現在も野ざらし。



住民は、パイプラインの工事現場を占拠する一方、独自の汚職調査を敢行。アジア開発銀行のインスペクションパネルにも提訴



3. 日本側の問題(1)

① ニーズや受け入れ体制の評価なく事業設計

- 地方自治体での環境事業や民間企業の污水处理施設整備などの低利融資の原資として供与
- タイ側の事業者の借り手が見つかず
- タイ政府が污水处理施設への融資に変更要請

元々の目的から外れる融資
援助の成果は？

3. 日本側の問題(2)

② 事業変更時の再審査の不備

- 1995年、旧海外経済協力基金は現地ミッションを派遣、翌年承認
- タイ側が変更を申し出た際に、事業の抱える問題を見逃す
- タイ側に環境調査のやり直しなどを求めなかった

大規模事業に融資、対象国の汚職などに繋がる

3. 日本側の問題(3)

③ 相手国返済後はODAの評価対象外

- ▶ 事業効果が発現しないまま、全額返済に至り、タイ社会の負担を強いたが、日本政府の関与は終了。ODAの事業として評価の対象外

日本側で問題が教訓化されず
現在に至る

4. 提言

- 事業ニーズ、受け入れ体制、相手国の能力を審査できる体制強化
- 事業の審査体制及び監理体制の強化
- 問題事業こそ、詳細な評価と教訓の明文化を

